学童保育(放課後児童クラブ)の基準に関する要望

2013年9月30日 全国学童保育連絡協議会

共働き・一人親家庭等の小学生の放課後及び学校休業日の「毎日の生活の場」である学童保育(放課後児童クラブ)は、量的な拡大(必要とする子どもたちすべてが利用できるように整備する)と、質的な拡充(施設や職員などの条件整備)を図ることが強く求められています。

しかし、学童保育の現状は量的にもたいへん不足していることに加えて、条件整備もたいへん遅れており、たくさんの課題があります(別紙の全国学童保育連絡協議会が行った実態調査結果を参照ください)

課題が山積している現状を解決するためには、国の学童保育の制度と市町村の学童保育施策の抜本的な拡充が必要です。市町村の実施責任を強め、学童保育の基準を整備し、計画的に量的拡大と質的向上を推進していくことが必要であり、そのための財政措置が欠かせません。

2012年8月に行われた子ども・子育て支援法の制定と児童福祉法の改定により、学童保育に対する市町村の実施責任(市町村事業として位置づけ)のもとに、学童保育の基準を国は省令で定め、市町村も条例で定めることになりました。これにより、学童保育の量的拡大・質的向上が図られることが期待されています。

私たちは、学童保育の基準を含めた学童保育のあり方について、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」(改訂版)を提言しています。また、あわせて「学童保育の保育指針(案)」 改訂版も提言しています。

国が省令で定める学童保育の基準は、この提言を参考にしていただき、学童保育を必要とするすべての子どもたちに、安全で安心して毎日の生活を営める学童保育が整備されることを要望いたします。

要望内容

- 1 省令で定める基準の内容は、市町村ごとの格差や施設の格差をなくすよう最低限の水準を確保したものとして作成してください。
- 省令で定める基準は法的拘束力があるものです。できるかぎり省令で定めることにより、 市町村ごとの格差、施設ごとの格差をなくし、どの学童保育でも最低限の水準が確保される ことを基本としてください。
- 学童保育の目的を明確にした基準を定めてください。

<学童保育の目的>

- (1) 共働き・一人親家庭等の小学生の放課後(土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一 日) の安心・安全な生活を継続的に保障する。
- (2) 毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図る。
- (3) 保護者の働く権利と家族の生活を守る。
- 学童保育の定義を明確にしてください。

学童保育は、児童福祉法と社会福祉法に位置づく、児童福祉事業、社会福祉事業(第2種社会福祉事業)であること、公的責任に基づき実施される事業であることを明確にしてください。塾やスポーツクラブなどが「学童保育」と称して経営する営利事業とは異なることを明確にしてください。

○ 対象児童を明確にしてください。

<対象児童>

- (1) 対象児童は、小学校および特別支援学校小学部に就学している1年生から6年生までの子どもであって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもと個別の支援を必要とする子ども。
- (2) 保護者が疾病、通学、介護、求職、産休、育休中であるなどで保育を必要とする子ども。 入所要件を満たす子どもは、入所後、希望する期間は安定的・継続的に学童保育を利用できることを保障する仕組みとして整備してください。

2 指導員の資格について

- 学童保育指導員の役割や仕事内容は、保育士の役割・仕事内容に類似した内容が求められます。指導員の資格要件には、児童福祉関係の施設に求められている場合が多い保育士の資格を有するものとすべきです。また、子どもの成長・発達に関わる仕事であることから、教諭の免許も持った者を加えることも可能だと考えます。
- 将来的には、保育士や教諭免許とは異なる固有の専門的な仕事内容に対応する「学童保育士」という国家資格を創設していく必要があると考えます。
- ○「児童の遊びを指導する者」という任用資格の「高卒で2年以上児童福祉事業に携わった者」「大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科を履修した者」という要件は、専門性が求められる仕事の資格にふさわしいものとは言えないと考えます。
- 資格を必要とする指導員の範囲は、専任で毎日勤務する指導員とし、1施設(1クラス) に複数の有資格の指導員を配置することが必要です。

3 無資格者を指導員として認める場合の手段等について

- 約3割の指導員が、保育士または教諭、社会福祉士などの資格を有していないと推測されます(2005年に全国学童保育連絡協議会が行った「学童保育指導員の実態調査」で、保育士や教諭、社会福祉士などの資格を持っていない指導員が29.6%だった)。これらの指導員には、都道府県が認定講習を行い、受講者には都道府県が有資格者と同等とみなす認定を行い、継続して勤務ができる方策をとってください。また、経過措置として認定取得までに一定期間を確保してください。
- 認定講習の内容は、全国学童保育連絡協議会の「学童保育指導員の研修科目(試案)」(別紙)などを参考に組み立てください。また、認定講習に対する国の財政支援(必要経費、指導員の参加費用の保障など)を行ってください。

4 指導員の配置基準についての考え方について

- 指導員の配置は、<u>専任で常勤指導員が常時複数配置する</u>ことを基本としてください。常勤 はフルタイムの毎日勤務するものとし、子どもが学校から帰ってくる前の午前中に、打ち合 わせ等を行うための時間が必要が必要です。
 - *「専任」とは、基本的に毎日同じ指導員が、児童館の仕事などの他の業務を兼務することなく、 学童保育の仕事に専念するよう配置されていること。
 - *「常勤」とは、非常勤やパートタイマーなどのように時間の短い勤務ではなく、年間1800時間 程度、週40時間程度の一日勤務であって、かつ臨時職員やアルバイトのように雇用期間の限定 された労働ではなく、雇用期間の定めのない勤務ということ。
 - *「常時複数」とは、指導員が常に複数配置されているということであり、子どものいる時間帯はもちろん打ち合わせなどの時間も含めての「常時」といこと。

- 生活する子どもの集団の規模を制限する必要があること、次の配置基準としてください。
 - ・20人まで 3人
 - •21人~30人 4人
 - ・30人を超えれば学童保育を分割する
- 保育所と同様に「1施設2名をくだらない」としてください。
- 指導員の配置基準は、年度途中に児童数の変更(減少)があっても指導員数は変更されない仕組みとしてください。

5 有資格者の配置基準について

- 指導員の仕事は、配置されている指導員全員がチームワークで行う職場です。しかも、どの指導員にも子どもに対する責任や関わりが求められます。しかも、身分や責任の差はつけるべきではありません。
- 障害のある子どもの受け入れのための加配指導員も同様の考え方が必要です。また、障害 のある子どもへの保育には固有の専門的な知識・技能が必要であるため、有資格者の配置が 必要です。

6 指導員の継続した研修の保障

○ 学童保育の指導員の仕事は、保育士や教師の仕事と異なる資質や技量が求められるもので、 保育士等の資格を有すれば足りる仕事とは言えません。継続した現任研修が保障される必要 があります。

7 生活する子どもの集団の規模について(基準として定める)

- 学童保育は「毎日の生活の場」であり、子ども自身が落ち着いて安心して生活できる環境が必要です。そのため、基本的な生活単位となる子どもの集団の規模は30人までとする上限を、基準として定めてください。
- 30人を超えたら分割する仕組みとしてください。厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」では、「おおむね40人程度が望ましい」と「上限は70人まで」という二つの規模の目安が示されていますが、実質的に「70人まではよい」ことになり、「おおむね40人程度」が意味を持たなくしまっている現状があります。明確に、集団の規模の上限を定めてください。
- 定員は、集団の規模の上限員数と分割した数の積として定めるものとしてください。 (例示) 30人規模×3施設(クラス)=定員90人

8 施設・設備について

- 学童保育の施設・設備については、子どもが「毎日の生活の場」として過ごすという施設であるという基本をふまえた基準としてください。
 - (参考) 学童保育の年間開設日数は290日以上が7割近く(平均開設日数は283日)で、年間1681時間という長い時間を過ごす生活の場です(2012年の全国学童保育連絡協議会調査)。
- 学童保育には次の施設・設備が必要です。
 - 学童保育の施設・設備には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、障害児用を含むトイレ、玄関、台所、倉庫等収納スペース、手洗い場、足洗い場、温水シャワー、物置、電気・給排水設備、冷暖房設備、屋外の遊び場、避難口、換気、日照・採光設備等を設け、衛生及び安全が確保された施設としてください。学校内や児童館併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用としてください。
- 専用の生活室として確保(「スペース」ではなく専用の「生活室」)し、生活室は一人当た

り1.98㎡を確保することが必要です。

9 開所日について

- 保護者の就労に見合った開所が必要です。平日や長期休業日はもちろん開設が必要ですが、 土曜日は利用児童数が少なくなっても必要とする子どもがいる場合は開設が必要です。 4月 1日からの開所は必要です。
- 自治体の裁量は、土曜日の開設の有無ではなく、必要とする家庭があれば開設することを 前提に、開設方法に限る必要があります。

10 開所時間について

- ○学校課業日においては子どもの下校時間、学校休業日においては保護者の就労状況を考慮して開設時間を設定する必要があります。
- ○保育時間は、保護者の迎えや学校休業日の朝の送り等、子どもの生活等を考慮して決める必要があります。現在の保護者の就労実態等を考慮すれば、保護者の迎え等が必要な場合は、学校課業日は、下校後から午後7時までが望ましいと考えます。学校休業日は、午前8時前後から開始が望ましいと考えます。また、必要とする子どもがいる場合は、地域の実情に応じて延長保育をおこなう必要があります。
- ○保育時間の前後を、保育準備、職員会議、保育と業務の記録等の事務処理、保護者等からの 相談を受ける等のための時間として、開設する必要があります。

11 市町村の関与について

- 学童保育は「子ども・子育て支援法」によって「市町村事業」として位置づけられること から、市町村が実施主体となり、実施していく責任があります。市町村の責任を明確にして ください。市町村事業である以上、補助事業の運営形態はふさわしくありません。公営また は委託事業と実施される仕組みとしてください。
- 市町村が各施設の入所申し込み状況を把握し、待機児童の解消への支援(校区を変えての 入所も可能とするなど)、分割の必要性の把握などを行う必要があります。

12 その他の基準に関する意見

- 子どもの人権配慮などの原則を明記すべきです。
- 障害のある子どもの受け入れ基準と、そのための指導員の配置基準が必要です。
- 省令で定める基準だけでなく、ガイドライン等も含めて、学童保育の運営に必要不可欠な項目について、よりよいあり方を示してください。
 - ▽ 学童保育の保育指針(ガイドライン)
 - ▽ 学童保育指導員の遵守事項
 - ▽ 個別の支援を必要とする子どもへの対応
 - ▽ 保護者との連携・支援、保護者会(父母会)の参画および協力・連携
 - ▽ 学校・保育所・幼稚園、関係機関、地域との連携
 - ▽ 安全対策・緊急時対応
 - ▽ 学童保育の整備・運営・管理の
 - (1) 学童保育の整備については次の点が考慮される必要があります。
 - ①学童保育は、共働き・一人親家庭等で学童保育が必要な子どもがすべて入所できるよう整備されなければならない。② 市区町村は学童保育の整備および実施に責任を持ち、需要を調査するなどして計画的に整備を図り待機児童を出さない。③ 適正規模とすること等を理由として、学童保育が必要な子どもを待機児童にしてはならない。

- (2) 学童保育の運営については次の点が考慮される必要があります。
 - ① 学童保育の運営は、安定した財政基盤と運営体制を持ち、継続的・安定的に運営されなければならない。② 市区町村は学童保育の運営が継続的・安定的に運営されるようその実施に責任を持つ。③ 市区町村及び都道府県は、学童保育の円滑な運営のために運営基準や指針の策定、運営者や職員の研修を行う。また、指導員の労働実態を含め運営状況を常に把握し、必要な改善策を行う。
- (3) 保険加入による補償、事業内容の向上努力、法令遵守・守秘義務等、要望・意見の受付と信頼関係の構築、適正な会計管理と情報公開などが必要です。

13 その他

- 一人親家庭の入所優先が必要です。保育料減免措置などの具体的に確実に支援できる仕組 みの構築が必要です。
- 経済的に厳しい家庭が、安心して利用できるよう、国の制度として保育料に対する減免措 置制度を創設することが必要です。
- 基準の策定により、現在の学童保育が切り捨てられることのないよう、経過措置を設けて、 基準を満たすために国と市町村が特段の支援を行う必要があります。